



12月号 2023/12/15 佐賀県立盲学校相談支援部

地球温暖化の影響なのでしょうか、秋冬の境目が曖昧になってきたように感じます。

夏から秋へ、秋から冬へ、移り変わる気配を、敏感に感じている人…気づかないまま日常を過ごしている人… 視覚、聴覚、触覚、嗅覚、味覚など、いわゆる感覚器から受け取る情報をどのように認知し、役立てるかは、とても個人的で、個人差も大きいものかと思います。

先生方が指導・支援されている弱視児童生徒のみなさんは、どのような情報をどのように受け取り、どのように活用されているのでしょうか。何気ない日常の場面こそが学びのチャンスであり、実態把握の機会となり得ます。ポインセチアやクリスマスツリーの色や形、手触りなどは、12月を感じる情報として活用できているのでしょうか。



自分の感覚、見え方や感じ方、聞こえ方などの特徴を自ら理解し、情報の受取り方を知り、受け取った情報をどう活用できるか、他者にどう伝えるかといった学びを「自立活動」の指導としてとらえることは、弱視教育・特別支援教育の醍醐味のひとつではないでしょうか。さて、今回は「個別の教育支援計画」について改めて考えてみたいと思います。

## — 個別の教育支援計画 について —

個別の教育支援計画を策定するには、まずは児童生徒の実態把握から始めます。診断名や障害の状況を確認し、日常生活の状況等を把握することで、適切な合理的配慮や教育支援を検討することができます。

児童生徒に関わる各関係機関は、それぞれ具体的な支援について検討していきます。その後、その児童生徒の支援に関わる担当者や関係機関が一同に会し、支援会議を開催し、児童生徒を尊重する方針のもと、確認・検討を行うことになります。関係機関には、利用している放課後等デイサービスや通っている眼科、受給者証を発行する市役所や町役場の福祉課、総合相談窓口等も含まれます。



支援会議の際、実際に利用している支援機関はもちろんですが、居住している市町の福祉課等にも参加を促すと、様々な福祉制度やサービスについて知ることができます。例えば、生活に必要な補装具や日常生活用具の購入補助、交通運賃等の割引等についてです。佐賀県発行の「障害者支援ハンドブック」には、他の障害種も含めた福祉制度等の説明があり、参考になります。ただ、詳細は各市町によって異なるため、居住市町の担当者から、より確実な情報を得ることが大切です。

現在、福祉サービス等の利用については、視覚障害があり身体障害者手帳を持っていることが前提となっています。そのため、「自分自身が視覚障害者と認めることに抵抗がある」「就職や進学に関して影響があるかもしれない」等の理由で身体障害者手帳を取得していない場合や、視力や視野等の程度が等級表に当てはまらず手帳を取得できない場合は、支援を受けることが難しくなります。このあたりの情報を早めに提供し、心理的なケアも行いながら、支援内容を検討・確認していくことも求められます。



また、保護者は、重要な支援者の一人です。

私たち教員が学校で対応できる児童生徒の姿は、ほんの一部であり、家庭で保護者に見せる姿とは全く違うものかもしれません。日頃から、保護者の方に、家庭での「見え方」をはじめとした様子を聞いたり、生活時間や生活空間の過ごし方に意図的に意識を向けたりしながら、連携協力を図ることは、教育活動の基本だと改めて感じるところです。

さて早いもので、今年ももうすぐ終わります。新しい年が明けたら、そろそろ個別の教育支援計画も評価の時期となります。今年度を評価し、次年度に向けた内容の検討を始める時期でもあります。少しでも参考にしていただけたらと思います。

佐賀県立盲学校

電話 (0952) 23-4672

FAX (0952) 25-7044

代表メール [mougakkou@education.saga.jp](mailto:mougakkou@education.saga.jp)

お気軽に御連絡ください。巡回相談の依頼も受け付けています。